

**美馬市地域公共交通計画策定支援委託業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本実施要領は、美馬市地域公共交通計画策定支援委託業務（以下「業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 事業名 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業
- (2) 業務名 美馬市地域公共交通計画策定支援委託業務
- (3) 業務内容 別紙「美馬市地域公共交通計画策定支援委託業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和9年2月26日まで
- (5) 委託上限額 8,987,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

- (1) 対象業務について、令和8年度美馬市入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は令和8年6月4日までに一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（物品役務等）の提出があり、資格審査に合格した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成17年美馬市告示第62号）及び美馬市物品調達等に係る入札参加資格停止に関する要綱（平成20年美馬市告示第83号）の規定に基づく入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (5) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。
- (6) 受託前後を問わず、美馬市との連絡調整が緊密にできること。

5 提出書類及び提出期限

(1) 公募型プロポーザル参加表明書

- ①提出期限 令和8年6月4日（木） 午後5時【必着】
- ②提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）
- ③提出先  
〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地（美馬市役所）  
美馬市地域公共交通活性化協議会事務局（ふるさと振興課内）
- ④提出物

- ア) 公募型プロポーザル参加表明書（要綱様式第1号）・・・1部
- イ) 企業・団体等の概要が分かるパンフレット等・・・1部
- ウ) 定款、規約、会則、役員名簿等・・・1部

(2) 提案書等

- ①提出期限 令和8年6月22日（月） 正午【必着】
- ②提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）
- ③提出先 5の（1）の③の提出先と同じ
- ④提出物

- ア) 提案書（A4版・任意様式）
  - 正本… 1部
  - 副本… 7部

注) 業務の具体的内容や実施方法を順序立てて説明するとともに、実施体制及び業務スケジュールを記載すること。

注) 提案書の枚数制限なし

- イ) 見積入札書(指定様式・消費税込の額)及び積算明細書（A4版・任意様式）…各1部

注) 消費税及び地方消費税10%込みの額と抜きの額両方を記載すること。

正本についてはクリップ止めとし、副本については「商号又は名称」等事務所の特定できるものは未記載または墨消し処理を行うこと。

6 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合には、以下の要領で質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年6月4日（木） 午後5時【必着】
- (2) 提出方法

質問書（別記様式1）を電子メール又はファクシミリにより次の宛先まで送信した後、送信した旨の電話連絡を美馬市地域公共交通活性化協議会事務局（美馬市ふるさと振興課：富士本）まで行うこと。

- 宛先：
  - ・E-mail：fujimoto1013@mima.i-tokushima.jp
  - ・ファクシミリ：0883-55-0680
  - ・電話：0883-52-8009

- (3) 回答方法

質問への回答は、令和8年6月10日（水）午後5時までに美馬市ホームページに掲載することとする。

7 選定方法等

美馬市地域公共交通計画策定支援委託業務プロポーザル方式評価委員会（以下「評価委員会」という。）が提案内容について審査を行い、評価基準に基づく評価及び業務の最優秀提案者の選定を行う。ただし、見積金額が委託上限の8,987,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えている場合には、その提案書は審査対象から除外する。

### (1) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
業務の理解度	業務の理解度は十分か。	15
提案内容の的確性	提案内容は具体的で目標に対して的確であるか。	15
提案内容の効果	提案内容は十分な効果が期待できるか。	15
提案内容の精通度	提案内容は地域の実情を理解し現実性があるか。	15
提案内容の現実性	提案内容は実施スケジュールは地域の実情を理解し現実性で妥当であるか。	10
説得力・表現力	提案内容に説得力があり、わかりやすいか。	15
コスト	満点(15点)×(見積金額のうち最低金額/自社の見積金額) ※小数点以下切捨て	15
評価点合計		100

### (2) プレゼンテーション

提案書を基にプレゼンテーションを実施する。(ただし、プレゼンテーションは省略することもある。)

実施する場合は、次の要領による。

- ① 実施日時 令和8年6月29日(月) 予定。実施については別途通知する。
- ② プレゼンテーション時間については、提案20分、質疑応答10分とする。
- ③ プレゼンテーションする事項は、仕様書に記載の内容について行うこと。
- ④ プレゼンテーションにおいて、パワーポイント等を使用することができる。その場合、プロジェクター、スクリーンは美馬市で準備し、パソコン等の機器は提案者が準備することとする。
- ⑤ プレゼンテーションに係る費用は、提案者において負担すること。
- ⑥ 評価委員会委員に提案するプレゼンテーション資料を事前提出することができる。提出する場合は8部用意すること。

### (3) 審査及び結果の通知

審査対象者に対する審査については、評価委員会において、7(1)による評価点を基準として、提案書、見積書等を総合評価し、全体を通して業務を最も適切に遂行できると判断される事業者1者を最優秀提案者として選定する。審査結果は、各提案者に書面で通知する。

なお、最優秀提案者とならなかった者は、その理由について次のとおり書面(任意様式)に

より美馬市地域公共交通活性化協議会に対し説明を求めることができる。

- ア) 提出期限 結果通知日の翌日から起算して7日（美馬市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内
- イ) 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ウ) 提出場所 美馬市地域公共交通活性化協議会事務局（美馬市ふるさと振興課内）
- エ) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）

最優秀提案者とならなかった者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通知する。

#### (4) 欠格事由

以下に該当する場合は失格とし、審査の対象から除外する。

- ・提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ・提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ・提案書の内容が仕様を満たしていない場合
- ・会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・この要領7のただし書きに該当する場合
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

## 8 スケジュール

実施内容	期間又は期限
質問書提出期限	令和8年6月4日（木） 午後5時まで
公募型プロポーザル参加表明書提出期限	令和8年6月4日（木） 午後5時まで
回答書の閲覧開始	令和8年6月10日（水）
プレゼンテーション実施通知	令和8年6月12日（金） （予定）
提案書等提出期限	令和8年6月22日（月） 正午まで
プレゼンテーションの開催	令和8年6月29日（月） （予定）

提案者への結果通知	令和8年7月1日（水）（予定）
-----------	-----------------

## 9 その他

- (1) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容において必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (2) 最優秀提案者は結果通知を受理後ただちに美馬市地域公共交通活性化協議会事務局に事業計画書等を提出し、事務局審査を受け、交付決定が出たのちに美馬市地域公共交通活性化協議会と契約することができるものとする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提案報酬は支払わない。
- (5) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）及び本事業の受託者から提出された資料については、美馬市情報公開条例（平成17年条例第230号）に基づき開示することがある。
- (7) 提案に当たって、業務に関して知り得た情報を目的以外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (8) 本プロポーザルにおいて、提案者が1者のみである場合でも、評価委員会において審査・評価は実施する。ただし、評価総合点の合計数の100分の60に満たない場合は、最優秀提案者として選定はしないものとする。
- (9) 審査結果に関する異議は、一切受け付けない。
- (10) 本プロポーザルに関し、本要領で定めるもののほか、必要な事項は、美馬市契約事務規則及び美馬市競争契約入札心得に基づいて行う。